

松浦市テレワーク環境構築業務委託仕様書

1 業務名

松浦市テレワーク環境構築業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

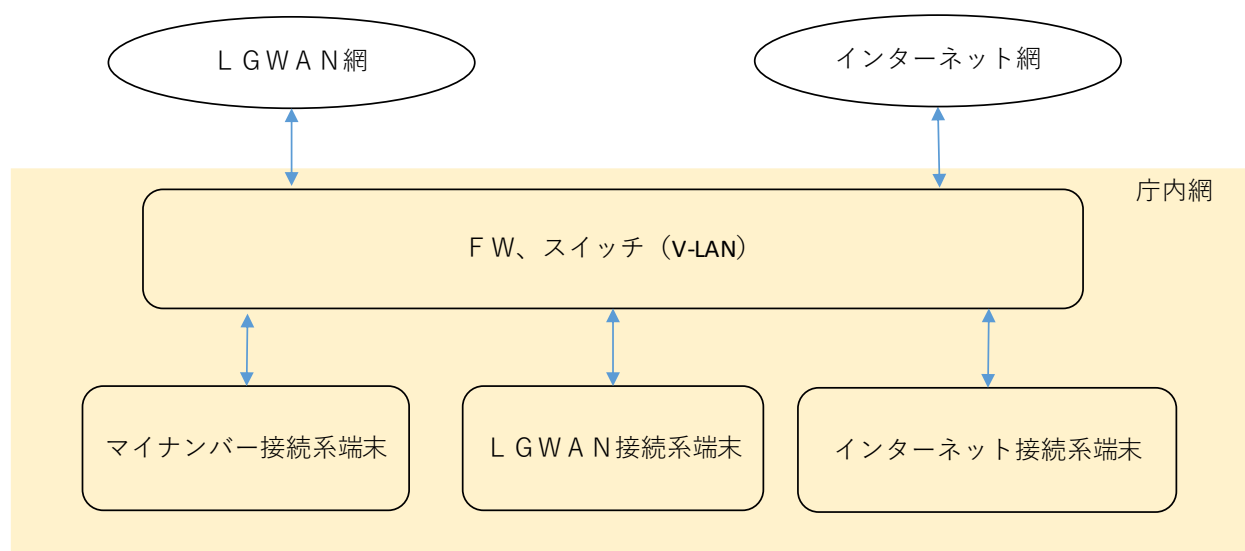
行政サービスを継続的に提供し様々な行政課題に対応するための有効な手段の一つとして、テレワーク環境を構築する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

4 本市の情報システムの稼働環境

① 現状の情報ネットワークシステム（以下「庁内網」という。）構成イメージ



② 端末環境

本市の標準的なP C環境は以下のとおり。

項目	詳細
OS	W i n d o w s 1 0 p r o 6 4 b i t
C P U	I n t e l C o r e i 5（第9世代）
メモリ	8 G B
ストレージ	S S D 2 5 6 G B

※原則デスクトップ型 ※貸出端末はノート型

5 業務委託内容

職員の庁外からの接続に対して、リモート接続用端末と庁内ネットワーク間において、接続元を制御・制限できる安全なテレワーク環境の構築を行う。

※本仕様書において適用する契約の範囲は、「8. テレワーク環境の定義」で示すソリューションの構築、動

作確認及び関連する諸手続き並びにそれに伴う諸費用を含むものとする。

※現環境へのネットワーク関連の設定変更が必要となる場合は、保守の観点から本市庁内網保守事業者（以下「保守事業者」という。）へ作業を依頼し実施するものとするが、設定変更等に必要となる諸費用については本事業に係る費用に含むものとする。

6 基本方針

(1) システム要件

本調達では、外部環境から庁内業務を遂行できる仕組みを整備する。

(2) セキュリティ要件

松浦市情報セキュリティポリシー及び総務省テレワークセキュリティガイドラインに基づくこと。

なりすまし防止、情報漏洩・改ざん防止、不正アクセス防止、多要素認証など外部からの脅威への対策だけではなく、外部端末の盗難・紛失などが発生した際の情報漏洩対策など、人的なセキュリティ対策についても考慮すること。

(3) 拡張性

今回は、端末 10 台の利用環境を構築するが、将来的な拡張も見据えた提案であること。

7 テレワーク環境の定義

(1) リモート接続用端末

庁外から庁内機器へリモート接続するための端末及びそれに付随する機器・ソフトウェア

(2) リモート接続用ネットワーク網

庁外から庁内機器への接続に際し、必要なネットワーク網

(3) 認証装置

庁外から庁内機器への接続に際し、接続元特定を実現するための多要素認証装置（証明書等による接続元端末の認証に加え、テレワーク職員に割り当てる固有の認証情報を照会できることとする。なお、ここでいう装置とは機能の実装する場合も含むものとする。）

(4) 既設環境接続用機器および遠隔操作機器

庁内網とテレワークツール環境を接続するにあたり安全に接続するための機器・ソフトウェア

8 機器等仕様

(1) リモート接続用端末

リモート接続用端末は、貸出用として専用端末（ノート型 Windows 端末）を本市で用意する。PC 調達は本業務に含まない。本業務では、リモート接続用端末 10 台に対して必要な設定を行い、稼働させるところまでとする。接続先端末については、10 台設定を行うこと。なおその他の端末については本市で設定を行うため、設定についてのマニュアルを整備すること。

(2) リモート接続用ネットワーク網

リモート接続用端末から許可された端末のみが接続可能であり、暗号化されているネットワーク環境を整備し、庁外から庁内機器へ安全に接続すること。

(3) 認証装置

証明書等による接続元端末の認証に加え、テレワーク許可職員に割り当てる固有の認証情報を照会できる環境を整備することで、安全な接続を実現すること。

(4) 既設環境接続及び遠隔操作機器

庁内網とテレワークツール環境を接続するにあたり安全に利用するための機器等。

①リモート接続用端末と接続先端末とのファイル共有、ドライブ共有、プリンタ共有、クリップボード共有を禁止し、接続元端末にデータが残らないような仕組みを設けること。

②リモート接続用端末には許可した回線（無線LAN、SSID）しか接続できないような仕組みを設けること。

③運用面では管理者が容易にテレワーク接続状況確認、切断等操作が可能なこと。

9 セキュリティ要件

(1)構築にあたっては、十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。

(2)用いる機器等については、必要に応じて常に最新バージョンを維持してウィルス感染等を防止すること。

(3)ソフトウェアやアプリケーション及びサーバについては、セキュリティホールや脆弱性が発見された場合は、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに対応すること。

(4)リモート接続を行った履歴のアクセスログが残せること。また、アクセスログを検索する機能を有すること。

10 システムテスト

構築後のシステムが正常に稼働するか、システムテストを行うこと。テスト内容については、事前に本市へ計画を説明し、承認を得て実施すること。なお、テスト時に通信料が発生する場合は本業務費用に含めること。

11 システム保守・運用要件

本業務で構築するテレワーク環境については5年間の運用を予定している。保守及びライセンスについては、可能な限り本業務での調達に含めること。本業務期間終了後も継続して運用保守及びライセンス等を購入する必要がある場合は、別途ランニング費用について見積を提示すること。そのサポート内容については、提案書に記載すること。

また、本市が最低限必要と考えている保守等サポート内容については、以下のとおりである。

(1) 保守期間

システム利用開始日から令和12年12月末日まで

※単年度契約とするが、長期継続契約を妨げるものではない。

(2) システム保守

① 障害対応

システム障害が発生した際に、障害の原因究明を行い、障害対応を行うこと。また、必要に応じて保守事業者と連携すること。

② 脆弱性対応

サービスで利用する機器やソフトウェア等の脆弱性情報を継続的に入手し、脆弱性への対応を行うこと。

③ バージョンアップ対応

必要に応じてシステムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的にを行い、バージョンアップ対応を

行うこと。

④問い合わせ対応

運用に関する問合せ窓口、障害受付窓口を用意すること。

緊急性が高いものを除き、土、日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで対応可能であること。また、日本語で対応すること。

⑤緊急時・災害時等の対応

休日・夜間であっても迅速に対応すること。

12 その他の提案

機器等仕様に追加機能が必要な場合や代替案を提案する場合には、その内容を提案書に明示し記載すること。

13 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、主要事項を示したものであり、本仕様書に示されていない事項についても、本業務として当然実施すべき事項については、実施されるものとする。
- (2) 現環境への設定変更等について保守事業者と必要に応じて十分に協議・調整すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、松浦市の担当者と随時打合せを行うものとする。

14 情報セキュリティの確保及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報を含む本市の情報資産の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。これは、契約の解除または業務履行完了後においても同様とする。受託者は、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、また不正な目的で使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 個人情報等の取り扱いについては、松浦市個人情報保護条例及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

15 提出物

(1) 業務実施計画書及び実施体制図

契約締結後、速やかに提出すること。また、本市の承認を受けること。業務実施計画書には実施工程表等を明記する。また、実施体制図には、担当者の実務経歴等を含めること。

(2) 議事録

打合せや協議等を行った場合、速やかに提出すること。議事録は決定事項や課題事項等を中心にまとめること。

(3) 業務完了報告書及び完成図書

業務完了後、速やかに提出すること。完成図書については、導入機器一覧表、構成図（論理及び物理）、管理者向けのマニュアル等を提出すること。また、電子データも合わせて提出すること。

(4) 提出物の所有権等

受託事業者から本市に引き渡された提出物の所有権、著作権、その他当該提出物を利用するために必要な一切の権利は、当該引き渡しをもって全て本市に帰属する。

(5)提出先

松浦市役所 総務課 DX 戦略室